

デジタル技術活用等による生産性向上推進補助金について

デジタル技術を活用したサービス、システム又はソフトウェアの開発・導入やコンサルティングサービスの利用など、県内の宿泊事業者が行う「生産性向上・業務効率化」に向けた取組みを支援します。

募集期間

令和4年6月30日（木）～ 令和4年8月31日（水） 当日消印有効

補助対象事業者

- ・岐阜県内で不特定多数の利用に供する宿泊施設(※)を営む事業者。ただし、次に掲げる施設及び事業者を除く。

＜対象外施設＞

- (1) 国、県又は市町村が所有、管理又は運営する施設
- (2) 店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項)を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- (3) 住宅宿泊事業法に規定のいわゆる「民泊」及び旅館業法に規定の「下宿営業」の用に供する施設

＜対象外事業者＞

- (1) 暴力団等の反社会的勢力に属する事業者及び代表者又は役員等が暴力団員等であるなど暴力団がその経営・運営に関与している者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 県税の滞納がある者

(※) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定の「旅館・ホテル営業」及び同条第3項に規定の「簡易宿所営業」

補助対象期間

令和4年4月1日（金）～ 令和5年1月20日（金）

※上記期間内に発注（購入）し、支払いを含めて完了した事業が対象となります。

補助金額及び補助率

- ・補助上限額：300万円
- ・補助率：補助対象経費の2/3以内

※ 補助金額が5万円に満たない場合は、補助金交付の対象外

補助対象事業

① DX化促進事業

次の（1）から（3）が対象です。

- (1) 生産性向上に資するシステム導入
宿泊予約管理システム、混雑状況可視化システム
仕入れ・在庫状況管理システム など
- (2) システム導入に付随して必要な機器の購入
パソコン、タブレット、キャッシュレス決済端末、
備品設置工事など
- (3) ロボット製品の購入
清掃ロボット、案内ロボット

② コンサルティングサービス等利用事業

経営診断、事業計画策定、経営指導（相談・助言）、社員向け研修など、外部専門家による経営戦略の見直しや経営改善に向けたコンサルティングサービスが対象です。